

令和2年第10回教育委員会定例会  
(5月26日開会)

台東区教育委員会

○日 時 令和2年5月26日（火）午前9時40分から午前11時40分

○場 所 台東区役所 10階 研修室

○出席者

教 育 長	矢下 薫
教育長職務代理者	垣内恵美子
委 員	末廣 照純
委 員	神田しげみ
委 員	高森 大乘

○出席者

事務局次長	酒井 まり
庶務課長	佐々木洋人
学務課長	福田 兼一
児童保育課長	横倉 亨
放課後対策担当課長	西山あゆみ
指導課長	瀧田 健二
教育改革担当課長 兼教育支援館長	倉島 敬和
生涯学習課長	久木田太郎
スポーツ振興課長	櫻井 洋二
中央図書館長	田畑 俊典

○日 程

日程第1 議案審議

第20号議案 上野小学校外3施設外壁改修工事請負契約の締結についての意見聴取  
について

第21号議案 東京都台東区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する  
条例の一部を改正する条例の意見聴取について

第22号議案 東京都台東区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の  
一部を改正する条例の意見聴取について

第23号議案 東京都台東区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基  
準に関する条例の一部を改正する条例の意見聴取について

第24号議案 東京都台東区立小中学校等の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公  
務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

日程第2 教育長報告

## 1 協議事項

### (1) 庶務課

- ア 熱中症対策に伴う可搬式微細ミストの購入について
- イ 新型コロナウイルス感染症に係る修学旅行中止に伴うキャンセル料等の助成について

### (2) 学務課

- ウ 小中学校等における新型コロナウイルス感染症対策について

### (3) 児童保育課

- エ 認可保育所の開設について
- オ 保育所等における新型コロナウイルス感染症対策について
- カ 緊急事態宣言解除後の保育所等の対応について

### (4) 放課後対策担当

- キ 令和2年度の放課後対策事業運営事業者の選定繰延について

### (5) 指導課

- ク 学校教職員の出退勤管理システム導入について
- ケ 副校長補佐の配置について

### (6) 教育改革担当

- コ 小中学校 I C T 教育推進の加速化について

### (7) 生涯学習課

- サ 令和2年度台東区区民文化財台帳登載、指定及び認定の諮問について

## 2 報告事項

### (1) 庶務課

- ア 「区長への手紙」等にかかる教育委員会の対応について

### (2) 学務課

- イ 令和2年度区立小中学校、幼稚園及び認定こども園の学級編成について

### (3) 児童保育課

- ウ 令和2年4月保育所等入所状況について

### (4) 放課後対策担当

- エ 令和2年4月放課後対策事業の利用状況について

### (5) 教育支援館

- オ 令和2年度教科書展示会について

### (6) 生涯学習課

- カ (仮称) 台東区民カレッジ令和元年度モデル事業の実施結果について

## 3 その他

午前9時40分 開会

○矢下教育長 ただいまから、令和2年第10回台東区教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は、神田委員にお願いいたします。

ここで、傍聴について申し上げます。

本日、会議の傍聴を希望する方については、許可することとしておりますので、ご了承ください。

なお、撮影または録音につきましては、所定の手続きを行った場合のみ、許可することといたしたいと思っております。

それではまず、審議順序の変更について、私から申し上げます。

日程第1、議案審議の第21号議案、第22号議案、第23号議案、日程第2、教育長報告の協議事項、庶務課のア及びイ、学務課のウ、児童保育課のエからカ、放課後対策担当のキ、指導課のク及びケ、教育改革担当のコ、教育長報告の報告事項、児童保育課のウ、放課後対策担当のエについては、議会報告前の案件等であり、傍聴にはなじまないと思われま

つきましては、順序を変更して、最後に聴取いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、そのように決定いたしました。

〈日程第1 議案審議〉

第20号議案

○矢下教育長 それでは日程第1、議案審議に入ります。議案の提案理由、及び内容について、説明をお願いします。

はじめに、第20号議案を議題といたします。庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、第20号議案、上野小学校外3施設外壁改修工事請負契約の締結についての意見聴取について、ご説明をいたします。本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき提出するものでございます。

恐れ入りますが、議案に添付してある資料をご覧ください。まず項番1、契約の目的です。上野小学校外3施設外壁改修工事となります。

次に2、契約の方法は制限付一般競争入札でございます。

次に3、契約の金額は、税込み金額で、2億1,428万円でございます。

最後に4、契約の相手方は、中林建設株式会社東京支店でございます。

議案の裏面をご覧ください。意見といたしまして、本委員会としては、原案に異存ありませんとしております。

第20号議案の説明は以上でございます。本議案につきまして、よろしくご審議いただき、原案どおりご決定いただきますよう、お願いいたします。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

○垣内委員 制限付一般競争入札について教えてください。

○庶務課長 制限付一般競争入札は、入札に参加を希望する事業者に対して、資格要件を求めていくものでございます。例えば、いわゆる特定建設共同企業体に限るとか、構成員として区内の業者に限定するといった、そのようなものでございます。

○垣内委員 今回はどのような制限を付けたのでしょうか。

○庶務課長 今回につきましては、工事の実績などの条件を求めた結果ということでございます。

○末廣委員 上野小学校以外の3施設というのは、具体的にはどのようなところでしょうか。

○庶務課長 清島幼稚園・社会教育センター・清島温水プールでございます。

○矢下教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 これより、採決をいたします。第20号議案については、原案どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、原案どおり決定いたしました。

#### 第24号議案

○矢下教育長 次に、第24号議案を議題といたします。学務課長、説明をお願いします。

○学務課長 それでは、第24号議案、東京都台東区立小中学校等の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則について、ご説明いたします。本条例施行規則は、公務災害補償の実施に関し、必要な事項を定めること等の目的で制定されたものです。台東区の条例及び条例施行規則の改正に当たりましては、東京都の条例、条例施行規則告示を準用して改正を行っております。

今回令和2年3月16日付東京都教育委員会告示により、都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の労務災害補償に関する条例による、年齢階層ごとの長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る、補償基礎額の最低限度額及び最高限度額が一部改正されましたので、区の条例施行規則につきましても、都の告示と同様の規定の整備を図るものです。

それでは、2枚おめくりいただき、新旧対照表の裏面2ページをご覧ください。別表第1について、長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の年齢・階層ごとの最低限度額及び最高限度額を記載のとおり改訂するものです。

なお、本区におきまして、この補償を受けられた学校医等はいらっしゃいません。

説明は以上です。よろしくご審議の上、原案どおりご決定いただきますよう、お願いいたします。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 これより採決いたします。第24号議案については、原案どおり決定いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、原案どおり決定いたしました。

〈日程第2 教育長報告〉

## 1 協議事項

(7) 生涯学習課 サ

○矢下教育長 次に、日程第2、教育長報告の協議事項を議題といたします。はじめに、生涯学習課のサについて、生涯学習課長、説明をお願いします。

○生涯学習課長 それでは、令和2年度台東区区民文化財台帳登載、指定及び認定の諮問について、ご説明申し上げます。本件は台東区文化財保護条例第24条の規定に基づき、台東区文化財保護審議会に対し、令和2年度の区民文化財の登載、また指定等について、諮問するものがございます。

例年5から10件程度の案件について答申を受けておりますが、保護審議会から答申を受け次第、今年度も本委員会に答申の内容をご報告申し上げます。よろしく願いいたします。

なお、台東区区民文化財台帳の登載数につきましては、令和元年度末現在で、233件でございます。そのうち指定文化財は64件となっております。

台東区区民文化財の文化財保護審議会の諮問についての説明は以上でございます。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、生涯学習課のサについては、協議どおり決定いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

## 2 報告事項

(1) 庶務課 ア

○矢下教育長 次に、教育長報告の報告事項を議題といたします。はじめに、庶務課のアについて、庶務課長、報告をお願いします。

○庶務課長 それでは、報告事項、庶務課のア、「区長への手紙」等にかかる教育委員会の対応について、ご報告をいたします。資料は12をご覧ください。

まず、児童保育課取扱分が33件でございます。まず除染についてということで、保育園で除染などの対策をしてほしい、保育士の体調にも気を付けてほしい、保護者会など極力集まらせることは控えてほしいとのご意見でございます。

続きまして、保育園の休園依頼についてです。保育園が開園していると、在宅勤務可能でも仕事が休みにくいので、保育園を休園にしてほしいというご意見でございました。

続きまして、感染リスクの高い中での保育についてということで、朝早くから夜遅くまで預けていく親が多い。保育時間の短縮などでも構わないので検討してほしいとのご意見でございました。

次のページをご覧ください。続きまして、緊急事態宣言による登園自粛の要請について、登園自粛要請で保護者や保育現場は混乱している。登園自粛要請を撤回してほしいというご意見でございました。

続きまして、コロナ感染症拡大に伴う保育利用についてということで、台東区でも保育料の減免を検討してほしいというご意見でございました。

これ以下は回答を要しない案件でございます。まず、新型コロナウイルスについてということで、保育園職員の感染検査を早急を実施してほしいというご意見でございます。

次が、保育園の休園について、保育園を他区のように休園してほしいというご意見でした。なお、こちらについては、同様の趣旨に、ほか18件がございます。

続きまして、保育園。こどもクラブの対応について、育休や在宅勤務中の場合には預からないようにしてほしいというご意見です。こちらは、他に同様の趣旨で1件ございました。

続きまして、新型コロナウイルスによる保育園の取り扱いについて、4月入園者の職場復帰時期の延長を行ってほしいというご意見でございました。

続きまして、保育園の保育士について、登園自粛の要請を受けて、保育園への登園児の数が半数以下に減ってきているので、出勤する保育士の数も減らすよう、区役所から呼びかけをしてほしいというご意見でございました。

次のページをご覧ください。保育園についてということで、こちらは登園自粛により子供の数が減っているので、一つの保育園でまとめて保育するのはどうかというご提案でございました。

続きまして、区立保育園の派遣職員について、区立保育園の派遣職員も自宅待機として、職責職員と同様にしてほしいというご意見。こちらは、他に1件、同様の趣旨がございました。

続きまして、私立保育園のコロナウイルス対策ということで、散歩中の保育士がマスクを着用していないというご意見がございました。

次に、放課後対策担当取扱分として4件ございます。まず、こどもクラブの利用について。こどもクラブの休止または利用制限をしてほしい。というご意見でございます。

次に、こどもクラブのおやつ代について、こちらは、育成料については免除となってい

るが、おやつ代についても、全額返金か日割りでの返金等の対応をしてほしいというご意見でございました。

以下、回答を要しない案件でございます。こどもクラブの利用について、台東区は、親が在宅勤務でも、保育園や学童の利用制限がないので、休校の意味が見いだせない。また、外出自粛のはずなのに、土日に習い事に行く子供が多過ぎるといふご意見でございます。

次に、こどもクラブ・児童館についてということで、こちらは、他区のように閉鎖すべきだ、検討してほしいというご意見でございます。

次のページをご覧ください。ここからは指導課の取扱分でございます。21件でございます。まず最初に、休業に伴うオンライン授業開設についてということで、休業期間が長引く中、オンライン授業の場を設置してほしいというご意見でございます。こちらは、同様の趣旨のご意見がほかに5件ございました。

以下は回答を要しない案件です。まず、区立小学校の入学式について、一生に一度の晴れの日である入学式を実施してほしい。先の日程でも構わないので入学式を行ってほしい。というご意見でございます。こちらは同様の趣旨がほかに2件ございました。

続きまして、休校についてです。このご意見を頂いたときには、本区は4月19日までを臨時休業期間としておりました。そのときに頂いたご意見です。東京都はゴールデンウィーク明けまでを休みとしているが、台東区はなぜ19日から開始になるのかというご意見を頂きました。

次も休校期間についてです。区立小中学校の休校延期について、休校の延長をしてほしいというご意見です。こちらはそのほかに同様の趣旨が5件ございました。

次が、休校中の勉強についてです。こちらにも既に教科書配付は本区では実施しておりますが、その実施をする前のご意見という形になります。ドリルなどだけでは理解が不十分だ。教科書を配布してほしいというご意見でございます。こちらは、同様の趣旨がほかに1件ございました。

次に、学校・園の職員について、教員にも自宅勤務命令を出してほしい。教員の安全も守ってほしいというご意見でございます。

次のページをご覧ください。台東区立小学校の教科書配付についてです。こちらは、本区では教科書配付の設定をさせていただきましたが、それに対するご意見でございます。学校で列をなして教科書を受け取る意味が理解できないと考える。改めてほしいというご意見です。同様の趣旨として、他に1件ございます。

次は、生涯学習課の取扱分が2件となっております。まず、生涯学習センターマルチメディアルームパソコンのメンテナンス委託業者が適正ではない行為を行っているのではないかとご意見でございます。

次に自転車整理の職員についてということで、生涯学習センターの自転車整理をしている職員の態度がよくない。改善してほしいというご意見でございます。

最後に、スポーツ振興課取扱分が1件です。リバーサイドスポーツセンターについて、



日曜日、施設付近にたくさんの方がいる。封鎖措置が必要だというご意見でございます。

それぞれ、回答を要するご意見につきましては、記載のとおり回答をさせていただいているところでございます。

「区長への手紙」等に関わる教育委員会の対応についてのご報告は、以上でございます。

○矢下教育長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。

○高森委員 今後のこの「区長への手紙」の対応についての希望なのですが、いつの時点のご意見なのかが分かるようにしていただくと助かります。もうこの案件については解決しているとか、過去のものだということが分かるほうがよろしいのかなと思います。今後ご検討いただければと思います。

○庶務課長 検討させていただきます。

○神田委員 緊急事態宣言が解除をされましたけれども、今後第2波が来る可能性もあるということです。対応に様々な意見があって、例えば保育園ではどうしてこんなに受け入れているんだという意見もあれば、また反対に預けたいという意見もあって、教育委員会としても対応が大変だったのではないかと思います。このような意見とか現状を考えて、また感染状況なども考えて、今後の対応についても計画的に行っていただけたらありがたいです。

やはり子供たちの健康第一だと思いますので、これを見ていると、登園自粛をお願いするなど、健康第一の慎重な対策を今後も実施していただけたら安心かと思います。

○末廣委員 保育園はいまどのような状況でしょうか。

○児童保育課長 ただいま、保育園につきましては運営しておりますが、特に大きな問題はなく、75%くらいは欠席はしている状態です。31日まで登園自粛という形でのお願いはしているところでございます。

○末廣委員 それから、オンライン授業は、今どういうふうになっているのでしょうか。

○教育改革担当課長 現在の見通しでございますが、まず、双方向でオンライン授業なるものをするためには、1人1台端末が整わなければ、なかなか難しい状況がございます。ですので、まずは環境を整えていくというところを今進めようとしているところでございます。

○垣内委員 オンラインの関係で、どのくらいの生徒さんが自分の家、自宅でインターネット環境が整備されているのかという数字はお持ちなのでしょうか。かなりの方がスマホを持っていると思うのですね。半分くらいの方はもう持っていらっしゃると思います。今、要するにタブレットがなくても、スマホでも十分できると思います。

○教育改革担当課長 今回、各小中学校のご協力の下、各家庭の、いわゆるWi-Fi環境、通信環境について調査をいたしました。その結果、9割5分以上、逆に言えば、そういう環境がないご家庭が200世帯ほどあったということで、ほとんどのご家庭には通信環境は、速度はいろいろとあるかもしれませんが、整っているということが分かりました。

○高森委員 一番心配しているのは、やはり現場で働いていらっしゃる先生方、保育士も

含めて、健康状況だとか、あるいは、学校園の子供たちの今の健康状況というの、やはり把握しておく必要があるかなと思います。そういったことに関して、教育委員会として、何か取り組んでいることはありますでしょうか。

○指導課長 学校で密にならないように工夫をしていただいたうえで、週1回程度の連絡日を学校で設定をしていただいております。その際、保護者が来ている家庭もあるのですが、お子さんの様子を把握したり、それから、子供が来た場合も課題をやっている状況とか、健康状況も把握しているということです。特段心配のある子供はいないというふうに、今のところは把握しております。今週も連絡日を週1回設定しているところです。

○高森委員 保育園はいかがでしょうか。

○児童保育課長 保育園は、連絡帳・健康カードなどで健康状況を確認していますので、それを徹底しております。また、職員につきましても、毎朝検温をするなど、丁寧な対応を引き続き取っていきたいというふうに考えています。

○高森委員 一番大事なところだと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

○神田委員 入学式を少し遅らせるとか、いろいろな対応を考えられて大変だったかと思いますが、例えば入学式や始業式、教科書の配付、担任の発表など、いろいろなことに対して保護者や子供たちは敏感になっていると思います。ですので、何か変更する際はその趣旨などを詳しく伝えるようにしてあげると安心感があるのかと思います。

大変長期に渡っていますので、子供たちや保護者が不安になっているという声も聞きましたので、ぜひとも発信を丁寧にさせていただけるとありがたいです。

それから、こどもクラブの件ですが学校でも受け入れていましたけれど、今後授業が始まるということで、それはなくなると考えてよろしいでしょうか。

○放課後対策担当課長 学校活動が再開されることに伴いまして、学校への受け入れというのとはなくなります。

○神田委員 今後、このまま収まってくればいいのですけれども、学校とこどもクラブというのは、業務が違うと思うので、その辺は考えて対応いただきたいと思います。

○矢下教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、庶務課のアについては、報告どおり了承願います。

## (2) 学務課 イ

○矢下教育長 次に、学務課のイについて、学務課長、報告をお願いします。

○学務課長 それでは、報告事項イ、令和2年度区立小中学校、幼稚園及び認定こども園の学級編成について、ご説明いたします。資料の13をご覧ください。

まず、本資料は、小中学校の学校編制基準日でございます、4月7日現在の数字となっております。幼稚園及び認定こども園については、4月1日現在の数字となっております。

それでは、1ページ目をご覧ください。小学校です。表の上から、通常学級、特別支援

学級の固定学級、特別支援学級の通級学級、特別支援教室のそれぞれ学校別、学年別の児童数・学級数です。右側の列はご参考といたしまして、前年度の児童数・学級数を載せてございます。一番下の総合計の欄をご覧ください。全体では、児童数6,935名、247学級となっております。昨年度と比較いたしますと、児童数は、62名の増となっております。学級数は、1学級の増です。

一番上の通常学級の表をご覧ください。現在、学級編制の基準は、1年生が1学級に35人、その他の学年が40人ですが、2年生につきましても、東京都の教員の加配による対応で、35人以下の学級編制が可能となっております。今年度、教員の加配の対象となる学校はマルで囲んでおります6校ですが、大正小学校は35人学級とはせずに、加配職員をチームティーチング等として活用することといたしました。

なお、口頭での報告で恐縮ではございますが、基準日であります4月7日の翌日、4月8日以降から、5月7日、までに、富士小学校の第5学年に転入生がありましたので、児童数が80名から81名となり、学級数が3学級に増えており、教員も加配されております。こちらは、新型コロナウイルス感染症に伴う海外からの緊急帰国等があったためであり、東京都の通知に基づき対応しております。したがって、現在の学級数の総合計は248学級となっております。

それでは、裏面をご覧ください。中学校です。一番下の総合計の欄をご覧ください。全体では、生徒数2,304名、73学級となっております。昨年度と比較いたしますと、生徒数は8名の増。学級数が1学級の減です。

一番上の通常学級の表をご覧ください。中学1年生につきましては、先ほどご説明いたしました小学2年生と同様に、教員の加配による対応で35人以下の学級編制が可能となっております。今年度はマルで囲んでおります4校が対象となっておりますが、御徒町台東中学校と上野中学校につきましては、35人学級とはせずに、加配職員をチームティーチングとして活用することといたしました。

下から2番目の表の特別支援教室をご覧ください。生徒数の合計が44名となっております。昨年度の通級生徒数は7名でありました。特別支援教室の実施により、在籍校内で指導を受けられることが大きなメリットとして捉えられる方が多かったのでないかと考えております。

3ページ目をご覧ください。最後は幼稚園と認定こども園です。上の表が幼稚園、下の表が認定こども園です。

幼稚園の園児数につきましては、全体で493名、学級数は30学級で、昨年度と比較いたしますと、園児数は70名の減、学級数は同数となっております。

認定こども園につきましては、485名、23学級となっております。昨年度と比較いたしますと、児童数は15名の減。学級数は同数となっております。

説明は以上です。

○矢下教育長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、学務課のイについては、報告どおり、了承願います。

(5) 教育支援館 オ

○矢下教育長 次に教育支援館のオについて、教育支援館長、説明をお願いします。

○教育支援館長 それでは、令和2年度教科書展示会について、ご説明をいたします。教科書の展示会は、教科書の発行に関する臨時措置法及び東京都教科書展示会実施要項により実施されるものでございます。文部科学省の指定により毎年行う法定展示会と、教科書採択の年に行われる特別展示会がございます。

今年度は中学校用教科書が採択の対象となりますので、法令、要綱等に基づき、特別展示会、そして法定展示会のほうを行います。

項番1でございます。展示する教科書は、令和3年度に使用される「小学校用教科書目録」及び「中学校用教科書目録」に登載されている教科書でございます。

項番2でございます。(1)の特別展示会でございますが、6月1日から6月11日まで、日曜日を除く10日間でございます。また、(2)の法定展示会、こちらは6月12日から7月の1日までで、日曜日の他、6月13日土曜日、15日月曜日、27日土曜日を除く14日間でございます。なお、この法定展示会、特別展示会とも、展示内容は同一でございます。

項番3、展示時間、項番4、展示場所は記載のとおりでございます。本展示会の開催につきましては、広報たいとう及び区ホームページにおいて周知をいたします。

令和2年度教科書展示についての報告は以上でございます。

○矢下教育長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、教育支援館のオについては、報告どおり了承願います。

(6) 生涯学習課 カ

○矢下教育長 次に、生涯学習課のカについて、生涯学習課長、報告をお願いします。

○生涯学習課長 それでは、(仮称)台東区民カレッジ令和元年度モデル事業の実施結果について、ご報告いたします。資料17をご覧ください。

まず、項番1、モデル事業の目的でございます。学習の成果を地域社会の中で生かす仕組みである、仮称台東区民カレッジの具体化を図るため、「地域活動体験講座」を実施し、検証を行うものです。

項番2、令和元年度のモデル事業の概要についてでございます。こちらにつきましては、3ページの参考資料に、モデル事業の詳細を記載しておりますので、後ほどご参照いただければと思います。

次に、項番3、令和元年度のモデル事業の検証についてです。(1)から(3)の3点の項目について、受講者意見等を記載し、そこから導かれる評価・課題を枠内にまとめさせていただいております。なお、文中の括弧内の番号につきましては、4ページから6ページの参考資料の表番号になります。こちらについても後ほどご参照いただければと思います。

それではまず(1)学習プログラムについてでございます。受講者意見等といたしましては、地域活動への意欲や実現可能性についての質問に対し、地域活動を体験する後半の回において、「活動したい」「活動できそう」と考える方が多くいたこと。受講後に活動の意欲を示した方については、その要因として「知識・技術を習得できた」「活動する仲間の輪が広がった」ことを挙げていたこと等の意見を挙げさせていただいております。

そこから導かれる評価・課題でございます。枠内をご覧ください。「知識・技術の習得」と同時に、「地域活動の体験」や「仲間の存在」が、活動への意欲・自信を高めており、区民カレッジに向けては、これらの要素を取り入れたプログラムが必要であると言えます。特に、活動の仕方が分からない方にとって、地域活動の体験は、きっかけづくりとして有効といえます。地域課題を理解することについては重要ではございますが、地域活動につなげるためには、学習分野と課題がどのように結びつくかを理解できるプログラムの構成が必要であるとさせていただいております。

次に、(2)連携先についてでございます。受講者意見等につきましては、受講動機として東京文化会館との連携を挙げた方が複数いたこと、受講後には多くの参加者が東京文化会館の提供する知識・技術を習得したことが地域活動への意欲につながったと回答したことなどを挙げさせていただいております。

恐れ入りますが、2ページのほうをご覧ください。そこから導かれる評価・課題でございます。内容によっては、適切な団体との連携により意欲醸成等が可能ではございますが、連携先の専門知識や技術をどう生かすかが重要となります。連携講座の実施にあたっては、適切な連携先の選択に加え、目的や地域課題等について共通理解を図り、関わり方や役割を明確にしておく必要があるとさせていただいております。

次に(3)、受講後の活動支援についてでございます。受講者意見等につきましては、受講後に「地域活動をする上で必要な支援」についての質問に対し、「活動できる団体・場所などの情報提供」のほか、「活動できる機会の設定・提供」を求める声が複数あったこと、最終回にボランティア活動便利帳などの情報提供を行った結果、2名の方が「いきいき台東っ子応援団」へ登録するに至ったこと。また、受講後の活動に6名が意欲を示し、今後の活動に向けての話し合いを希望し、会場場所の提供や、担当者の参加などの支援の要望があったことを挙げさせていただいております。

これを受けて、評価・課題でございます。地域活動につなげていくためには、講座の提供だけではなく、幅広い情報提供や相談体制を構築していく必要があります。また、「地域活動を実践したい人」と「活動を求めている人」を調整するマッチング機能の仕組みも整える必要があると言えます。参加者の動向については、引き続き調査を行い、支援の方

法を検討していく必要があるなどとさせていただいております。

最後に、項番4に、令和2年のモデル事業の概要を記載させていただいております。テーマといたしましては、地域活動体験講座・防災編といたしまして、危機・災害対策課等と連携し、実施いたします。地域課題を地域防災力の強化・向上とし、避難所の運営方法など、課題に近い学習分野について学び、検証を実施していく予定でございます。

ご報告は以上になります。

○矢下教育長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。

○高森委員 参考資料の昨年の資料の概要ですけれども、受講者12名のうち、年齢層はどの範囲の方々が主なのでしょうか。

○生涯学習課長 年齢層につきましては、アンケート結果のほうの1番のところに、受講者の特性としてまとめさせていただいております。

4ページのモデル事業アンケート集計結果の1番、受講者の特性等のところに記載させていただいておりますが、20代の方2名、30代の方1名、40代の方4名、50代の方1名、60代3名、70代1名ということで、比較的ばらつきのある参加者の方にご参加いただきました。

○高森委員 ありがとうございます。

○垣内委員 非常にコンパクトになさったのかなと思うのですが、人数制限とかはされたのでしょうか。また、令和2年のモデル事業は大体どのくらいの受講者を想定されているのでしょうか。

○生涯学習課長 令和元年度のモデル事業につきましては、当初、30名の定員を考えておりましたが、残念ながら12名の参加にとどまったというのが実態でございます。こちらにつきましては、記載のとおり、学習、地域課題としましては、高齢者の支援の支援という課題を掲げさせていただいて、学習分野が音楽ということで、比較的、その学習分野と地域課題が違う、比較的遠い設定でやらせていただいたんですが、そちらの中でなかなか講座の趣旨等が伝わりにくかったのかなというところが、少し反省としてはございます。

なので、次回の今年度の事業につきましては、地域防災力の向上と避難所運営の方法など、比較的課題と学習分野が近い形での設定をさせていただきたいと考えております。

今年度につきましては、これから詳細を設定しますが、現段階では、50名程度の定員を設定いたしまして、できるだけ多くの参加を募りたいと考えております。

○矢下教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、生涯学習課の力については、報告どおり了承いたします。

それでは、会議の冒頭に申し上げましたとおり、これより議会報告前の案件等について、聴取いたしたいと思っております。

恐れ入りますが、傍聴人の方はご退室をお願いいたします。

(傍聴人退室)

○**教育改革担当課長** 1点、教科書採択のことについて、補足をさせていただきます。

先ほどご説明したとおり、現段階では6月1日から展示会を開催いたしますが、本日午後、コロナに関する会議がございます。そこで生涯学習センター等が再開するか否かということによって、日程が短縮される可能性がございます。現段階のご説明は以上でございます。

〈日程第1 議案審議〉

第21号議案

○**矢下教育長** それでは、日程第1、議案審議に入ります。議案の提案理由、及び内容について、説明をお願いします。

はじめに、第21号議案を議題といたします。放課後対策担当課長、説明をお願いします。

○**放課後対策担当課長** それでは、第21号議案、東京都台東区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の意見聴取について、ご説明をいたします。本議案は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき、議会への提出前に教育委員会への意見聴取があったことにより、提出するものでございます。

本条例は、令和2年3月4日付で、厚生労働省より公布されました、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行をうけ、東京都台東区、放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正するものでございます。

恐れ入ります、新旧対照表をご覧ください。第10条の3項、各号列記以外の部分中、「指定都市」の次に、「若しくは同法第252条の22第1項の中核市」を加えます。放課後児童支援員は保育士の資格を有する者などであって、都道府県知事または指定都市の長が行う研修を修了したものでなければならないとされております。今般、中核市の長も、放課後児童支援員認定資格研修を実施できることになったことにより、改正をするものでございます。

本条例は、公布の日から施行し、条例の規定は令和2年4月1日から適用いたします。

それでは、議案の裏面にお戻りください。教育委員会の意見案として、原案に異存ありませんといたしました。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定いただきますよう、お願いいたします。

○**矢下教育長** ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○**矢下教育長** これより採決をいたします。第21号議案については、原案どおり決定したいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○**矢下教育長** ご異議ございませんので、原案どおり決定いたしました。

## 第22号議案

○矢下教育長 次に、第22号議案を議題といたします。児童保育課長、説明をお願いします。

○児童保育課長 それでは第22号議案、東京都台東区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の意見聴取について、ご説明いたします。本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき提出するものでございます。

本条例は、厚生労働省より交付されました、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行を受け、東京都台東区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正するものでございます。

恐れ入ります、添付の新旧対照表の1ページ目をご覧ください。第6条の第4項に、1号と2号を新設し、区が調整などの必要な措置を講じているときは、連携施設を確保しないことができるという規定を追加しております。

次に、1ページ目の下段をご覧ください。第37条4号は、居宅訪問型保育事業について、保護者の疾病や就労、その他の理由により、家庭での乳幼児の養育が困難な場合は対応が可能との規定を追加しております。

恐れ入ります、議案にお戻りください。この裏面をご覧ください。本委員会の意見といたしましては、原案に異存ありませんとしております。本議案につきましての説明は以上です。よろしくご審議の上、原案どおり決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

よろしいでしょうか

(なし)

○矢下教育長 これより、採決をいたします。第22号議案については、原案どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、原案どおり決定いたしました。

## 第23号議案

○矢下教育長 次に、第23号議案を議題といたします。児童保育課長、説明をお願いします。

○児童保育課長 続きまして、第23号議案、東京都台東区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の意見聴取について、ご説明いたします。本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき提出するものでございます。



本条例は、内閣府より交付されました、特定教育・保育施設及び特定地域保育事業並びに特定子供子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する府令の施行を受け、東京都台東区特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例を一部改正するものでございます。

恐れ入ります、添付の新旧対照表の1ページ目をご覧ください。第42条の第4項に1号と2号を新設し、先ほどと同様に、区が調整等の必要な措置を講じているときは、連携施設を確保しないことができる規定を追加しております。

恐れ入ります。議案にお戻りいただき、その裏面をご覧ください。本委員会の意見としては、原案に異存はありませんとしております。

説明は以上です。本議案につきましてよろしくご審議の上、原案どおりご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

**○矢下教育長** ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

よろしいでしょうか。

(なし)

**○矢下教育長** これより、採決をいたします。第23号議案については、原案どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

**○矢下教育長** ご異議ございませんので、原案どおり決定いたしました。

〈日程第2 教育長報告〉

1 協議事項

(1) 庶務課 アイ

**○矢下教育長** 次に、日程第2、教育長報告の協議事項、新型コロナウイルス感染症に関連する補正予算の内容を議題といたします。

はじめに、庶務課のア及びイについて、庶務課長、説明をお願いします。

**○庶務課長** それでは、協議事項、庶務課のア、熱中症対策に伴う可搬式微細ミストの購入について、ご説明をいたします。資料1をご覧ください。

今般、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための小中学校の臨時休業により、夏季休業期間が短縮されることになりました。このことに伴い、熱中症対策のさらなる充実を図るため、各学校に可搬式微細ミストを導入するものでございます。

まず1、事業概要です。区内の小中学校を対象に、熱中症対策を実施するため、可搬式微細ミストを購入し、屋外で実施する事業における児童・生徒の健康管理に寄与するものでございます。

次に2、対象校及び設置台数でございます。区立小学校19校、区立中学校7校において、それぞれ各校2台、合計52台導入予定としております。

次に3、補正予算額(案)でございます。購入金額として、1,973万4,000円を予定して

おり、区議会第2回定例会に補正予算を提出予定でございます。

最後に4、今後のスケジュールについては、6月19日に開催される区議会区民文教委員会に報告予定でございます。

続きまして、協議事項庶務課のイ、新型コロナウイルス感染症にかかる、修学旅行中止に伴うキャンセル料等の助成について、ご説明いたします。資料は2をご覧ください。

先日お示しをいたしました、台東区立学校園版感染症予防ガイドラインにおきまして、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止する観点から、中学校第3学年の修学旅行については、中止の方向で検討する行事としております。そこで、中止となった場合に発生するキャンセル料等について、その経費を助成するものでございます。

まず1、事業概要です。新型コロナウイルス感染症予防に伴い、中学校修学旅行を中止とした際のキャンセル料等について、その経費を全額助成するものでございます。

次に2、助成内容は全体経費の11%となっている企画料等でございます。

次に3、助成対象校は区立中学校7校でございます。

次に4、補正予算額（案）でございます。助成額として688万円を予定しており、区議会第2回定例会に補正予算を提出予定でございます。

最後に5、今後のスケジュールについては、6月19日に開催される区議会区民文教委員会に報告予定でございます。

協議事項の説明は以上でございます。いずれの案件につきましても、ご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、まずは庶務課のア、微細ミストです。何かご質問はございませんか。

○高森委員 屋外で微細ミストを使ったときに、運動している子供が足を滑らせたりというような危険性はないのでしょうか。

○庶務課長 今回導入を予定している機械については、もう区長部局のほうで既に機械を持ってしまして、それを各課に貸して運用しております。昨年度学校のほうでもこれを借りて運用した実績はございます。

おっしゃるとおり、その湿気というか、水分がちょっと注意しなければいけないところなので、仕様でなるべく、粒が細かいようなものを指定するというところで考えているところでございます。

○末廣委員 このミストはいつ頃入る予定ですか。

○庶務課長 まず、契約につきましては、補正予算確定後、いろいろと契約の部署とも調整なのですが、今般、夏休みの短縮ということもございますので、できる限りその時期に間に合やすように各校に配置したいと考えております。

○矢下教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 次に、庶務課のイについて、何かご質問はございませんか。

○垣内委員 修学旅行のキャンセルというのはやむを得ないことかとは思いますが、それを代替するといいますか、何かどこかに行ってちょっとフィールドワークをするというものをやれる何かの機会を提供するとか、そういうようなことはお考えなのでしょうか。

○指導課長 まず、ガイドラインや昨今の報道等を踏まえて慎重に判断をしていきたいと思っております。

現在、中学校全7校とも延期で一応日程は組んでいるのですが、早いところで8月末、9月はじめというところがあるので、その学校が実施できるかどうかということが検討の材料になることが1点であります。

もし中止になった場合の代替ですけれども、ガイドラインの中では、中学校3年生の卒業遠足ができる状況になった場合に可能とする行事ということで、現在ガイドラインの中では示しておりますので、宿泊を伴うということは難しいかもしれませんが、卒業遠足ができるような状況になれば、その行事を認めていく方向で考えております。

○矢下教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、庶務課のア及びイについては、協議どおり決定いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

## (2) 学務課 ウ

○矢下教育長 次に、学務課のウについて、学務課長、説明をお願いします。

○学務課長 それでは、協議事項のウ、小中学校等における新型コロナウイルス感染症対策について、ご説明いたします。資料の3をご覧ください。

項番1、事業概要をご覧ください。区内の小中学校等における新型コロナウイルス感染症対策を支援することで、子供たちが安心して学ぶことができる教育環境を整備いたします。

項番2、対象施設は区立小・中学校26校及び、区立・私立幼稚園17園です。

項番3、対策内容についてです。(1)といたしまして、区立小・中学校で使用いたします保健衛生用品の購入及び学校の消毒。(2)といたしまして、区立・私立幼稚園で使用いたします保健衛生用品の購入及び園の消毒です。金額といたしましては、1施設当たり50万円で計上しております。ただし、(2)幼稚園につきましては、各施設ごとに令和元年度からの合計金額で50万円としております。

項番4、本対策につきましては、東京都の補助金が検討されており、その補助割合につきましては、(1)の学校が2分の1、(2)の幼稚園が10分の10でございます。

項番5、補正予算額（案）でございます。歳入が1,428万6,000円、歳出が2,078万6,000円で、歳出の内訳につきましては、記載のとおりでございます。

項番6、今後のスケジュールといたしましては、6月19日に実施されます、第2回定例会、区民文教委員会で報告を予定しております。

説明は以上でございます。よろしくご協議の上、原案どおりご決定いただきますよう、お願いいたします。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

○高森委員 主に区立小学校・中学校、それから私立・公立の幼稚園で使用する消毒のための衛生用品ということの理解でよろしいでしょうか。

例えば、非接触型の体温計とか、そういったものはここに入るのでしょうか。

○学務課長 まだ具体的に決定はしていませんが、マスクですとか、消毒液、後は委員がおっしゃるように、非接触型の体温計やフェイスシールド、そういったものを今現在検討しております。

○庶務課長 私立幼稚園につきましては、資料に記載のとおり、令和元年度から既にこの事業を開始しておりますが、その中で電子体温計ですとか、そういったものを実際に購入して、それが補助対象になっているものもございますので、そういったことも含めているところでございます。

○高森委員 そうすると、購入するものは、それぞれの学校園で判断して選べるということですね。そういう理解でよろしいですね。

○学務課長 まだ東京都の補助金のスキームが確定していませんので、どのような形になるかというのは、まだ決定ではないんですけれども、学校園ときちんとお話をさせていただいて、必要なものを購入していくということで、考えております。

○高森委員 分かりました。

○矢下教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、学務課のウについては、協議どおり決定いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

### (3) 児童保育課 オ

○矢下教育長 次に、児童保育課のオについて、児童保育課長、説明をお願いします。

○児童保育課長 それでは、協議事項のオ、保育所等における新型コロナウイルス感染症対策について、ご説明いたします。資料5をご覧ください。

項番1、事業概要です。区内の保育所等における新型コロナウイルス感染症対策を支援することで、子供たちを安心して育てることができる教育環境を整備いたします。

項番2、対象施設です。(1) 保育所は区立と私立で86園、(2) 認定こども園は区立と私立で計5園、(3) こどもクラブは24クラブが対象施設となります。

項番3、対策内容です。保育所等で使用する保健衛生用品の購入と、保育所等の消毒となります。金額は1施設当たり50万円。ただし、令和元年度からの合計額といたします。

項番4、補助割合です。国から10分の10となっております。

項番5、補正予算額(案)です。歳入は5,056万5,000円、歳出も5,056万5,000円となります。内訳は記載のとおりです。

項番6、今後のスケジュールです。来月開催の区議会第2回定例会、子育て若者支援特別委員会において報告予定です。

説明は以上でございます。本件につきましてご協議いただき、決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

○高森委員 先ほどの資料の3と、今の資料の5の比較をしたのですが、金額が1施設当たり50万円で同じ額なのですが、実際のそこに関わる子供の数は随分と違うと思うのです。1人当たりに頭割りすると、何か不公平感が感じられるのですが、もうちょっと小中学校を手厚くしたほうがいいのかなどという気もしますが、これは決まりですから難しいのか、そのあたりはどんなお考えでしょうか。

○学務課長 今のところ、この50万円ということで検討はしておりますが、確定事項ではないのですが、国ですとか、東京都がさらに補助金等も検討しておりますので、そういったことも見定めながら、必要なものは今後検討していきたいと考えています。

○矢下教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、児童保育課のオについては、協議どおり決定いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

(6) 教育改革担当 コ

○矢下教育長 次に、教育改革担当のコについて、教育改革担当課長、説明をお願いします。

○教育改革担当課長 それでは、協議事項コ、小中学校ICT教育推進の加速化について、ご説明をいたします。資料は10でございます。

はじめに項番1、背景についてでございます。小中学校のICT教育環境の整備につきましては、令和元年度末の時点では、国のGIGAスクール構想に基づき、まずは今年度令和2年度内に3学級に1学級程度の児童生徒用端末及びネットワーク等の整備を行う予定としてお

りました。

しかしながら、国が、本年4月7日、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、「GIGAスクール構想の加速による学びの保障」を盛り込んだ令和2年度補正予算案を閣議決定し、令和5年度末までとしていましたGIGAスクール構想の計画を前倒ししたことから、本区といたしましても、児童生徒用の1人1台端末の整備を令和2年度内に完了させるべく、当初計画を見直すことにいたしました。

次に項番2、GIGAスクール構想加速化への対応（案）についてでございます。（1）概要といたしまして、本年度中に1人1台端末及び校内ネットワーク環境の整備を目的としてお示しいたしました。1人1台端末を学校・家庭の相互で日常的に活用し、連続性・継続性を持たせた教育活動の日常化を図ることで、臨時休校を要する事態においても「学びを止めない学校教育」を確立させることが整備の目的でございます。

続きまして（2）1人1台端末の整備についてでございます。令和2年度一般会計の当初予算により3学級に1学級分の端末整備にかかる予算は既に成立してございます。これに加え、都を通じて得た国の補助金を活用し、残りの3学級に2学級分の端末を整備いたします。補助金を上回る経費につきましては、令和2年第2回定例会補正予算で計上し、当初予算と補正予算を合わせて、児童・生徒用端末の1人1台化を図るものでございます。

続きまして（3）校内ネットワーク環境の整備についてでございます。1人1台端末化を支えるネットワーク環境の構築に当たっては、を令和2年度の一般会計の当初予算が3学級に1学級分の端末を支えるネットワーク構築経費のみでございましたので、令和2年度内の1人1台端末化のために、ネットワーク環境を増強させるための関係経費を令和2年第3回定例会補正予算で計上する予定でございます。

次に、項番3、補正予算額（案）についてでございます。国の補助金を上回る経費といたしまして、歳出1,385万5,000円を計上いたします。これは、3学級に2学級分の端末及び充電保管庫に要する経費となっております。

最後に項番4、今後のスケジュールについてでございます。6月の区議会第2回定例会において、端末と充電保管庫について補正予算案を提出し、9月から11月にかけて、3学級に1学級分の端末を調達する予定でございます。また、10月の都議会第3回定例会において、ネットワークを増強させるための補正予算案を提出する予定でございます。続いて、11月から来年の1月までの間に、3学級に2学級分の端末を調達し、合わせて11月から今年度末までにネットワークの環境等の整備を完了させていく予定でございます。

説明は以上でございます。よろしくご協議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

○垣内委員 データベースを使ったオンライン学習って、これから多分すごく重要になってくるんじゃないかなと思いますので、ぜひ進めていただければと思います。一方で、今まで学校休業ですよ。6月から開始して、これまでと違うやり方で、必要な学習

を修了させていくということになるかと思うのですが、この端末調達が9月から11月になるのでしょうか。もう少し早く何かを配って、オンラインも合わせて柔軟に対応するかということはお考えじゃないのかというのを1点お尋ねしたいと思います。

2点目は、臨時休校になったときに、教育コンテンツを配信するとなったとき、先生方はどういうふうになるのでしょうか。自らのPCを使って自宅からということになるのか、学校に来てなのか。そこら辺の具体的なイメージというのはあるのでしょうか。教えていただければと思います。

**○教育改革担当課長** 私のほうから、端末の調達についてお答えをいたします。現在、本区のみならず、日本全国このGIGAスクール構想の加速化というところで、端末の調達の奪い合いでございます。実際、契約を交わしても、数か月物品が届くまでには時間がかかるというところで、先ほどご説明したようなスケジュールになっております。

**○指導課長** 学校再開後のオンラインの授業についてですが、現時点で、作成した動画は見れるようになっております。次の段階として、学校が独自に動画を作れるようなことについて、セキュリティポリシーを作りまして、学校に配付したところです。恐らく、今後学校が再開して、分散登校の課題を出す際に、可能な学校については動画で復習をすることか、そういうことも可能になってくると思います。ただし、端末の貸出はやったとはいえ、全ての家庭が日中に動画が見れる環境があるわけではないので、それを踏まえて、学校も慎重に課題を出していかなければいけないかなと思っております。

ということで、まだ、双方向で何かをするということは今現在、すぐに設けるわけではないのですが、やはり授業を分散でやった後に、家庭でできる課題については、配付をして対応するというのをまずは想定しております。

**○神田委員** いろいろな問題があるのかもしれないのですが、全家庭がそろそろまで待っていると、物事が進まないと思うのです。だから、タブレットを持っていない家庭にはその貸出をすることかしてできるだけ双方向の授業を進めていくのがいいのではないかなと思います。いろいろな課題があるとは思いますが。もう一つは、今後第2波、第3波が来ると考えてのことですけれども、教職員の仕事の中には、個人情報扱うことがあったりして、難しいかと思えます。職員室に集まって作業しなければならない現状なのかなと思います。例えば教室で作業ができると便利ですが、そういった場所ではやっぱりセキュリティの問題で難しいということなのではないでしょうか。いろいろなことが今までと違った考え方で進めていかなければならないのかと思います。その辺りも含めて考えをお聞きしたいと思います。

**○教育改革担当課長** まず、私のほうは端末のことでお話をさせていただきます。先生方は授業で使う学習用の端末と、いわゆる成績を処理したり、要は校務端末というものがございます。職員室に置いてある校務端末は、情報セキュリティポリシー上、職員室外に持ち出すと使えない仕組みになってございます。ただ、学習の教材研究等であれば、先生方が日常使われている授業のタブレットで作ることはできますので、その辺、うまく学校の

ほうで使い分けをいただければというふうには思っております。

**○指導課長** オンラインの授業については、様々な検討はしているところで、確かに急いで実施したい部分もあるのですが、やはりセキュリティの問題とか、先ほど言ったように、やっぱり家庭に全ての端末が見れるということも可能じゃない状況の中で実施していくというのは、様々な問題があるのかなということで慎重にしているところですが、これはあくまで、これではできませんではなくて、引き続き検討していきたいなと思っております。

**○神田委員** 例えばズームなどを積極的に活用できたらいろいろなことが進めて行けるのかなと思いますので、ぜひご検討をお願いしたいです。

**○垣内委員** 家庭の環境によってすでに差があって、その差を、少し和らげるのが公教育の使命かなというふうに思います。このタブレットの問題とか、先ほど、データから言うと大体200世帯がデジタル環境がない。全てがそろってから全員にタブレットを渡すというのを待たなくても、問題なくできる部分があるのではないかなというふうに思いますが柔軟にさせていただいたらどうかなと思います。

また、教育指導を行うのは学校だけじゃないので、図書館とか社会教育施設とか、いろいろなところのご協力を得るというのは無理なものなんでしょうか。施設のそれぞれ、例えば図書館だったら使える端末もあるでしょうし、総力を挙げて子供たちを支えるというのはできないのかなと思うところがございます。

**○教育改革担当課長** お答えをいたします。先ほどご説明をいたしました、家庭の環境調査をしたところで、200世帯くらいが環境がないというところがございます。緊急対応で学校のホームページが見られない、または、国や都の学びに資するページが見られない等のご家庭に対して、私どもは都の補助金を使いまして、200台の端末とルーターの貸出をしております。今週まさに今、拠点校のモデル校にあった端末を、予定変更して、配付をしているところでございます。

本日は、駒形中学校と蔵前小学校で職員がいて保護者に端末の貸出をしております。それは、応募によって申請を受け、電話で確認をし、環境があるかどうかの確認をした上で決定しています。今本区においては、双方向というのはまた先の話になりますが、今はインターネットが見れないというような家庭をまずターゲットに、全てのお子様が見れる、そういう環境というところで調べているところでございます。

**○末廣委員** その方向性で努力なさっていると思うんですが、具体的にいえば、いつ頃全部の家庭に行き渡るのかというのは、予測はつかないのでしょうか。

**○教育改革担当課長** 1人1台の端末の実現というのは、今年度中でございます。ただ、このコロナに関しては、第2波、第3波があるというようなことも言われております。

今回、前半の3分の1端末が夏から秋にかけて、3,000台近く調達することができそうなので、もし、第2波があって、学校が閉じてしまう、そのような状況があった際には、手に入れた、先に調達した端末を貸し出していくというようなことも視野には入れてござい



ます。

○**末廣委員** 今のお話、よく分かるのですが、できればという話で、なるべく前倒しで子供たちに渡すようにできないのかという、そういうことですよ。ですから、予算化、当初予算とまたこのコロナのほうも補正予算で出てくるということでもよく分かりますけれども、早めにこのお金が使えないかというそういうことですよ。それは区の予算の中では難しいということですよ。

○**教育改革担当課長** おっしゃるとおり、議会での補正予算決定後、契約業務等が入ってまいりますので、可能な限りスピード感を持って調達には行きたいなというふうに思いますが、現段階では、今、紙面で説明したスケジュールでどうにかなるのかなという状況でございます。

○**高森委員** 詳しい説明がいろいろございましたので、何となく全容が見えてきました。私も4月に注文をした某大手のパソコンが6月末にならないと入らないという状況です。たった1台のパソコンが入手できないんですよ。今回全員に同じ環境を整えるには、恐らく年度内いっぱいかかっても、もしかしたら厳しいのかなと私は予想しています。今、神田委員や垣内委員がご提案されたように、できるところからどんどんやっていただくということも、実際に動き始めているところで、少し安心はしているのですが、一番心配なのは、学校の先生が大変だなと思うんですね。

この6月からもう分散登校が始まります。並行してこのGIGAスクール構想の問題で、いろいろと端末が入ったりして、先生方は教材を作ったりその対応に追われてしまうので、私が一番心配しているのは、先生方です。果たして、先生方がこれで今までどおりの授業を、いつから始められるのか。もしかしたら、もう6月いっぱい全員登校ができるようになるかもしれないわけですし、そうしたら、このGIGAスクールはちょっと保留しておいて、先にもやれる事業はどんどん進めていかなきゃいけないのかなと思うのです。

そうした対応を、これから、まだ見通しが立っていないので、先生方は宙ぶらりんな状態で苦慮されているのではないかなと思うのですが、その辺りは教育委員会として、しっかりと先生方をサポートすることが大事かなと思います。

あと、先ほどお話があった中で、セキュリティポリシーのお話がありましたけれども、こういったインターネットを通じていろいろな情報や教材を配信するに当たっての、著作権の、課題のクリアというのは、どういうふうに考えているのでしょうか。ピアノ教室で、音楽のソフトを聞かせたりするのが著作権で引っかかるのか問題になりましたが、教材に関しては、基本的には公開していいものなのですが、ネットを通じて公開すると、またちょっとイメージが変わってくるかなと思うんですが、そのあたりはどのような理解で進めているのでしょうか。

○**指導課長** 動画等で配信する場合について、本来、確かに著作権とか許諾が必要になりまして、本年度に限り、学校で許諾を取る場合には、申請ができれば使っているということなのですが、教育委員会としてやる場合には、しっかり申請を上げて許可を得なければ

いけないということで、実際に広報課と作った動画については許諾をしっかりと得た上で作っております。

学校が作る際には、今年度は教育委員会が一括して既に申請しているので、許諾の申請はもう既に終了しているということで、今年度、費用はかかりません。

○高森委員 迅速な対応をありがとうございます。件数も内容もかなり多岐にわたると思いますので、これからまたいろいろな教材を先生が利用したいときに、柔軟な対応ができるような体制づくりをしていただければと思います。よろしく願いいたします。

もう1点ですが、今度は技術的などころで、様々なシステムについてですが、やはり最新のものをそろえていくということでしょう。今まで使われている端末と、今回購入する端末は、当然スペックも違うでしょうけれども、そういったところの利用する側からの問題点というのは、どのように認識されていますでしょうか。

○教育改革担当課長 その辺の在り方、どういう環境構成にすればいいのかというところを、既存の考え方と、この新しい考え方を精査しながら快適な環境と端末の調達のところを今進めているところでございます。

○矢下教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、教育改革担当のCについては、協議どおり決定いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

### (3) 児童保育課 カ

○矢下教育長 次に、次に、新型コロナウイルス感染症に関連する協議事項を議題といたします。はじめに、児童保育課のCについて、児童保育課長、説明をお願いします。

○児童保育課長 それでは、協議事項のC、緊急事態宣言解除後の保育所等の対応について、ご報告いたします。資料6をご覧ください。

項番1、経緯です。東京都は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、引き続き、事業者に対する休業要請等を行い、その後段階的に解除する対応をしております。このため、6月1日以降、下記のとおり、独自の対応を行います。なお、登園自粛解除の期日については、東京都の休業要請の状況によって、変更になる場合も考えております。

項番2、保育所等の対応についてです。6月30日火曜日まで、引き続き登園の自粛を保護者に要請いたします。ただし、東京都の休業要請は段階的、ステップごとに解除されることが想定されるため、自粛要請の期間であっても、保育が必要となった児童については保育の提供を行う必要があります。

項番3、保育料等についてです。東京都の休業要請の解除状況にかかわらず、6月分も日

割り計算で減額をいたします。

項番4、給食の提供についてです。引き続き可能な限り対応いたします。ただし提供が困難な場合は、簡易給食や弁当持参などの対応を行います。

項番5、その他です。児童の受入れに当たっては、「保育所における感染症対策ガイドライン」等に基づき、感染予防策を徹底するよう改めて周知をいたします。またプールは中止とし、水遊び程度といたします。

説明は以上でございます。本件につきましてご協議いただき、決定していただきますよう、よろしくお願いいたします。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、教育改革担当の力については、協議どおり決定いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました

(4) 放課後対策担当 キ

○矢下教育長 次に、放課後対策担当のキについて、放課後対策担当課長、説明をお願いします。

○放課後対策担当課長 それでは、協議事項キ、令和2年度の放課後対策事業運営事業者の選定繰延について、ご説明いたします。資料の7をご覧ください。

項番1、現況でございます。新型コロナウイルス感染症により、区の放課後対策事業を担う運営事業者は、通常の契約とは異なる時間帯での事業継続を要請されており、現場職員の人材確保や雇用の継続に奔走しているところでございます。このような状況の中、公募型プロポーザルを実施することは、運営事業者にとって大きな負担となります。十分な事業提案等が行えない場合には、事業者選定が適切にできない可能性があると思われま

す。項番2、既存事業の運営事業者選定繰延についてでございます。区といたしましては、緊急時の対応内容の精査を行い公募する際の運営条件に適切に盛り込むことや、新型コロナウイルスの影響がある中で安定した事業運営を継続していく必要がございます。今後の運営方法などの検討を行うため、令和2年度実施予定の公募型プロポーザルを1年繰延いたします。選定予定事業の運営につきましては、いずれも良好な運営実績を有しております。現在の事業者に委託いたします。令和3年度以降に実施を予定している公募型プロポーザルについても、選定期等

の検討を行います。参考といたしまして、令和2年度にプロポーザルの実施を予定していた事業を表に載せてございます。

項番3、新規事業の運営事業者選定でございます。令和2年度に新たに選定を予定してい

た放課後対策事業につきましては、学校や地域との再調整が必要なことから、令和3年度以降に繰延をいたします。

ご説明は以上でございます。ご協議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、放課後対策担当のキについては、協議どおり決定いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました

(3) 児童保育課 エ

○矢下教育長 次に、その他の協議事項を議題といたします。児童保育課のエについて、児童保育課長、説明をお願いします。

○児童保育課長 それでは、協議事項のエ、認可保育所の開設について、ご報告いたします。資料4をご覧ください。

認可保育所の整備については、保育需要の増加に対応するため、通年公募を実施しているところですが、今回、2件の提案について、今後の開設に向け進めてまいりたいと考えております。

まず、項番1、公募による提案の概要です。(1) 認可保育所「(仮称) さくらさくみらい 下谷」です。開設予定日は令和3年4月1日。所在地は下谷三丁目9番となります。定員は0歳児から5歳児で78名を予定しております。構造・延床面積は資料のとおりです。運営事業者は、株式会社さくらさくみらいで、都内で認可保育所を42園、認証保育所を1園、近隣で認可保育所を2園運営している事業者です。

続きまして、資料の2ページをご覧ください。(2) 「(仮称) さくらさくみらい 蔵前」です。開設予定日は令和3年4月1日。所在地は蔵前一丁目7番となります。定員は1歳から5歳児で65名を予定しております。構造・延床面積は資料のとおりです。なお、運営事業者は、(1)と同じ会社の株式会社さくらさくみらいです。

恐れ入ります。資料の3ページをご覧ください。項番2、提案の審査です。(1) 審査日が、令和2年3月18日ございました。(2) 審査方法です。区内に比較できる同種の施設が存在することから、良好な運営をしているとされている他の施設を参考として、同水準であれば標準点とし、それ以上であれば選定することとしております。(3) 審査員につきましては、資料のとおりです。(4) 審査結果でございます。得点につきましては、表のとおりで、両施設とも標準点を超過しており、選定をいたしました。

項番3、今後のスケジュール予定です。来月開催の区議会第2回定例会、子育て・若者支

援特別委員会において報告する予定です。

協議事項の説明は以上でございます。本件につきましてご協議いただき、決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、児童保育課のエについては、協議どおり決定いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました

(5) 指導課 クケ

○矢下教育長 次に、指導課のク及びケについて、指導課長、説明をお願いします。

○指導課長 それでは、学校教職員の出退勤管理システム導入について、ご説明いたします。資料8をご覧ください。

まず目的でございますが、労働安全衛生規則の定める適切な方法による労働時間の把握を行うため、出退勤管理のシステム化を図るものです。

対象は項番2に記載のとおりでございます。

次に、項番3のシステム概要でございます。この4月から使用しております校務支援システムにオプションの出退勤管理機能を付加いたします。具体的には、(1)の勤怠情報として、出退勤時にICカードによる打刻のための機器を設置し、出勤簿を電子化する機能と、(2)の休暇・出張情報として、休暇や出張などの電子申請・電子決済の機能を導入し、事務の省力化を図ります。

次に、補正予算額(案)でございます。歳出額は4,940万5,000円で、特定財源で都の補助金2,470万円となっております。

次に、今後のスケジュールでございますが、令和2年第2回定例会、区民文教委員会に報告し、令和3年4月からの本稼働を予定しております。

続きまして、副校長補佐の配置について、ご説明いたします。資料9をご覧ください。

はじめに、目的でございます。副校長の業務負担を軽減するため、副校長の業務を支援する人材を配置するものでございます。

次に、項番2の概要ですが、本事業は東京都のモデル事業として実施するもので、配置を希望する学校の中から、都が配置校を決定いたします。区立学校の希望項数と決定項数は資料に記載のとおりでございます。

次に、項番3の任用についてでございます。職務につきましては、副校長が行っている業務のうち、サービス管理、調査対応、来客や電話対応、その他の事務の支援で、求める人材

の経歴は、学校管理職、教員、学校こと務職員、行政こと務職員、一般企業における常勤職員を経験している者となります。

次に、補正予算額（案）ですが、歳出額が586万1,000円で、特定財源585万8,000円、うち、都の補助金が518万3,000円となっております。

次に今後のスケジュールでございます。令和2年第2回定例会、区民文教委員会に報告し、7月からの配置を予定しております。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、まずは、指導課のクについて、何かご質問はございませんか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 それでは次に、指導課のケについて、何かご質問はございませんか。

○神田委員 副校長の補佐ということで、学校としても助かるとは思いますが、週に何回くらいの出勤になるのでしょうか。

○指導課長 勤務は、1日5時間、月16日勤務でございます。

○神田委員 ありがとうございます。分かりました。大変助かるんですけど、学校で探さなきゃいけない現状が今まであったので、どんな状況でしょうか。

○指導課長 現状としまして、3校今決まっているのですが、公募によるというのが基本になるのですけれども、今のところ把握しているのは、1校は候補者がいると聞いておりますが、あと2校に関しては、やはり公募で探していくということで、今学校も候補者を探しているところです。

○垣内委員 報酬等の必要経費は都が交付するということですが、この補正予算額は、何に使うのでしょうか。

○指導課長 都のほうから後ほど入ってきますので、それまで区のほうで一度立て替えるために使用いたします。

○末廣委員 このこと事業は、台東区だけではなくて、23区全部で行っているのでしょうか。

○指導課長 都全体で実施しています。

○矢下教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、指導課のク及びケについては、協議どおり決定いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました

## 2 報告事項

### (3) 児童保育課 ウ

○**矢下教育長** 次に、教育長報告の報告事項を議題といたします。はじめに、児童保育課のウについて、児童保育課長、報告をお願いします。

○**児童保育課長** それでは、報告事項のウ、令和2年4月保育所等の入所状況について、ご報告いたします。資料14をご覧ください。

今年度の4月1日現在の入所状況が確定いたしましたので、ご報告いたします。項番1、認可保育所でございます。区立11園、私立29園でございます。一番下の合計欄(A)をご覧ください。2,980人で、前年と比較して272人の増となっております。これは、下段にあります、あさくさあおぞらナーサリースクール、チェリッシュおひさま保育園、ポピンズナーサリースクール蔵前、ミアヘルサ保育園ひびき御徒町の新規開設によるものでございます。

恐れ入ります、2ページをご覧ください。項番2、こども園でございます。区立3園と私立2園で、長時間保育の人数でございます。合計欄(B)をご覧ください。392人で、前年と比較して1名の減となっております。

次に項番3、地域型保育事業でございます。小規模保育所については私立13施設で216人、事業所内については私立2施設で26人、家庭的保育事業については私立6施設で23人となりました。合計欄(C)をご覧ください。地域型保育事業全体では、265人となっております、前年と比較して3人の増となりました。

以上、1から3までの認可の施設による入所者数の合計3,637人で、前年と比較して274人の増となりました。

3ページをご覧ください。項番4、認可外保育でございます。こちらは、区が実施している緊急保育室・定期利用保育室・ベビーシッター利用支援事業による保育でございます。合計は156人で、前年と比較して28人の増でございます。これは、御徒町保育室の定員増などによるものでございます。

次に、項番5、認証保育所でございます。区内・区外合わせて、合計226人で、前年と比較して16人の減でございます。

以上1から5までの入所者数の合計は、4,019人で、前年と比較して286人の増となっております。また、参考として、企業主導型保育所に入所している区民の人数を計算しております。

次に4ページをご覧ください。項番の6、町名別保育所等待機児童数でございます。町名別、年齢別の待機児童数を一覧で掲載しております。区全体では、待機児童数は60人でございます。待機児童数は、前年と比較して19人の減となっております。区では平成31年4月以降、認可保育所を8か所、小規模保育所を2か所、緊急保育室を2か所開設し、定員枠の拡大を図ってまいりました。引き続き待機児童解消に向けて整備を進めてまいります。

最後に、参考として毎年4月に教育委員会で報告しております、保育所等の園児数について、資料添付をいたしましたので、後ほどご確認ください。

報告は以上でございます。

○矢下教育長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。

○神田委員 待機児童対策が進んで、解消されているということは大変すばらしいことだと思って拝見させていただきました。特に0歳児なんかを見ると、人数が少ないようですが、これ、0歳児の受け入れ人数が少ないのですか。それともそばに園がないから待機しているのでしょうか。

○児童保育課長 0歳につきましては、0歳を受け入れしている施設も少ないというところもございまして、待機が多くなっている状況でございます。

○神田委員 1歳になると少し枠が広がるという感じでしょうか。今の話では、それもあるけれど、地域の偏りみたいなもので入れないで、待っている人がいるというふうに判断してよろしいのでしょうか。

○児童保育課長 地域の偏りもございまして、申込が多くなってしまうということもございまして。

○末廣委員 今の話で、来年の4月にさくらさくみらいの下谷とか蔵前でしたっけ。できますよね。だからそれを単純に計算していくと待機児童、少しは減ると思います。今の数でいけば、なくなってくるのかなという気もするんですけど。これからまた外から児童が入ってきたりとかすることがあると思うんですけど、そういう計算は難しいですか。

○児童保育課長 先ほど申しましたところの2か所とか、順次整備は進めておるんですけども、やはりまだ台東区内ですね、就学児童者数が増加しております。また、保育園に申し込む割合も、やはり共働きの世代が増えてくるということで、そういったのも増加している状況ですので、既に整備してはいるんですけども、難しい状況です。

○矢下教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、児童保育課のウについては、報告どおり了承願います。

#### (4) 放課後対策担当 エ

○矢下教育長 次に、放課後対策担当のエについて、放課後対策担当課長、報告をお願いします。

○放課後対策担当課長 それでは、報告事項エ、令和2年4月放課後対策事業の利用状況について、ご報告いたします。資料15をご覧ください。

項番1、こどもクラブ利用状況でございます。表の一番下の合計欄をご覧ください。定員は1,395名でございます。玉姫こどもクラブと石浜こどもクラブの統合や、3クラブでの定員見直しの増減がございまして、全体としては昨年度より20名の減となっております。

本年4月1日現在のこどもクラブの利用者数は1,329名でございます。定員と比較いたし



ますと、66名分の空きがございます。一番右の欄、待機児童数は53名となっております。前年度より16名の減少でございます。

資料裏面、2ページをご覧ください。項番2、放課後子供教室の登録状況でございます。本年度より実施校が4校増え、全部で9校での実施になりました、利用には事前に登録が必要となっております、4月末現在の登録者数は表のとおりとなっております。

既存5校につきましては、前年度までと比べ、登録者が減っておる状況でございます。

各学校の在籍児童数に対する登録率で見ますと、千束小学校で80.8%、石浜小学校で50%、大正小学校39.6%、忍岡小学校43.8%、蔵前小学校で42.4%となっております。今年度から開始の4校では、上野小学校で25.4%、谷中小学校47.6%、浅草小学校55.4%、金竜小学校49.6%といったような状況となっております。

現在、放課後子供教室につきましては利用者を限定し、規模を縮小して実施しております。なお、参考としてつけてございますが、こどもクラブの利用状況については、例年4月の教育委員会で報告している資料です。後ほどご覧いただければと存じます。

報告は以上でございます。

○矢下教育長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、放課後対策担当のエについては、報告どおり了承願います。

### 3 その他

○矢下教育長 その他、何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 では、以上をもって本日予定された議事日程は、全て終了いたしました。

これもちまして、本日の定例会を閉じ、散会といたします。

午前11時40分 閉会